

邑 監 第 6 号

平成30年8月10日

邑南町長 石橋良治様

邑南町監査委員

森 脇 義 博

宮 田 博

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施しましたので同条第9項の規定によりその結果を報告します。

また、同条第10項の規定により組織及び運営の合理化に資するための意見を報告に添えて提出します。

なお、指摘事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況については、次期定期監査までに行ってください。

邑 監 第 6 号

平成30年8月10日

邑南町議会議長 山 中 康 樹 様

邑南町監査委員

森 脇 義 博

宮 田 博

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施しましたので同条第9項の規定によりその結果を報告します。

また、同条第10項の規定により組織及び運営の合理化に資するための意見を報告に添えて提出します。

なお、指摘事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況については、次期定期監査までに行ってください。

邑 監 第 6 号

平成30年8月10日

教育長 土 居 達 也 様

邑南町監査委員

森 脇 義 博

宮 田 博

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施しましたので同条第9項の規定によりその結果を報告します。

また、同条第10項の規定により組織及び運営の合理化に資するための意見を報告に添えて提出します。

なお、指摘事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況については、次期定期監査までに行ってください。

定期監査の結果に関する報告  
組織及び運営の合理化に資するための意見

平成 30 年 8 月

邑南町監査委員

# 目 次

## 定期監査の結果に関する報告

第1	監査の概要	1
1	監査対象	1
2	監査期間	1
3	監査項目	1
4	監査方法	1
第2	監査の結果	1
1	監査結果及び指摘事項等	1
	(1) 工事請負、業務委託及び備品購入の契約並びに事務事業の執行状況	2
	(2) 職員が管理している通帳の状況	3
	(3) 各奨学基金の状況	3
	(4) 公表	4

## 意見

第1	組織及び運営の合理化に資するための意見	4
----	---------------------	---

## 第1 監査の概要

### 1 監査対象

一般会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険直営診療所事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業特別会計、電気通信事業特別会計、水道事業会計

### 2 監査期間

平成30年6月26日（火）、6月27日（水）の2日間

### 3 監査項目（本庁及び各支所全課を対象）

（1）工事請負（100万円以上）、業務委託（100万円以上）、備品購入（10万円以上）の契約並びに事務事業の執行状況

（平成29年11月1日～平成30年3月31日）

（2）職員が管理している通帳の状況（平成29年度末時点）

（3）奨学基金の状況（平成29年度の状況）

（邑南町奨学基金、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金、邑南町農林業後継者育成奨学基金）

### 4 監査の方法

関係書類及び諸帳簿等を照合するとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

## 第2 監査の結果

### 1 監査の結果及び指摘事項

各課から提出された定期監査資料の関係諸帳簿、書類等を点検監査した結果、監査の詳細は以下のとおりである。

なお指摘事項、指示事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、地方自治法第199条第12項の規定による措置状況の通知については、次期定期監査までに行ってください。

## (1) 工事請負、業務委託、備品購入の契約並びに事務事業の執行状況

### ア 監査結果

・平成29年11月1日から平成30年3月31日の間に、契約されたものについて契約書及び関係書類の提出を求め、契約の妥当性、事務事業の執行状況について抽出し精査した。

契約別	調査区分	期間中 契約件数	抽出件数	全契約件数中		
				随意契約件 数	随意契約率	競争入札にお ける落札率
工事契約（100万円以上）		64	13	13	20.3%	97.2%
業務委託契約（ 〃 ）		16	6	13	81.3%	87.7%
備品購入契約（10万円以上）		12	7	9	75.0%	72.7%

・工事契約64件中、梅雨期や台風の大雨による災害復旧工事が26件あった。また、災害査定集中による着工の遅れや冬季の大雪による影響等で24件が繰越事業となっている。工期の変更を含めた変更契約は40件あったが、抽出した工事はやむを得ないものと認めた。

・業務委託契約16件のうち設計管理、調査、測量業務が6件、年間の管理運営業務が3件あり、この管理運営業務は全て複数年契約となっている。

・特殊な業務や購入機会の少ない備品の予定価格設定は、困難性がうかがえ入札額との開きに大きなものがあった。

### イ 指摘事項

・医療機器の購入契約について（町民課）

阿須那診療所の「解析付心電計」の購入契約において、随意契約で執行されている。根拠が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「性質又は目的が競争入札に適しないも」となっているが、理由が不明確である。事前に3社からの見積書をとって安価な社と契約されているが、指名競争入札で行うべきである。

### ウ 指示事項

・特になし

## (2) 職員が管理している通帳の状況

### ア 監査結果

・業務に関連し職員が管理する通帳について、冊数や保管の状態等を聴取した。

冊数は全体で86冊と比較的多く存在した。業務目的に分類すると、①町の公金管理に関する財務会計通帳19冊、②土地改良区や交通安全協会等の業務に関連した外部組織の通帳44冊、③バス運賃管理等の特定業務管理通帳（否組織）7冊、④邑智病院、学校給食会等の組合、法人等外部団体業務通帳8冊、⑤その他互助会引去用、交際費、資金前渡金の仮受通帳8冊であった。また、②、③のうち町から補助金交付があっているのが17件であった。

- ・保管状況について、通帳は、施錠のある金庫又は保管庫がほとんどであったが、一部のもので、施錠は出来るものの担当者の机の引き出しがあった。通帳印は、全て通帳とは別場所で課長等が施錠のできる場所で保管されていた。

#### イ 指摘事項

- ・特になし

#### ウ 指示事項

- ・事業に付随して組織された委員会、協議会等の団体の通帳は、出来るだけ職員から放して組織の管理とし、自主性に委ねること。また、通帳の保管について、職員の机での保管は、混在、紛失の恐れや安全性の観点から行わないこととされたい。

### (3) 各奨学基金の状況

#### ア 監査結果

- ・該当課から、邑南町の「奨学基金」「医療福祉従事者確保奨学基金」及び「農林業後継者育成奨学基金」の平成29年度の貸与や償還の状況について、書類の提出を求め、特に償還に関することについて問題点はないか聴取した。

(人・千円)

基金名	29年度中の貸与者の状況			29年度中の償還の状況			
	人員	うち 新規	就学期間の 貸与総額	償還予定・ 償還者数	実償還者 数	償還額	免除・猶予・ 繰上の人員
奨学基金	4	1	4,560	23	20	3,304	3
医療従事者確保	34	12	123,000	7	1	2,160	6
農林後継者育成	2	2	4,440	4	1	360	3

- ・経済的支援を目的とした奨学金について、平成29年度に23名が償還予定となっているが、うち3名は町内に住所を置き居住しているため償還猶予となっている。

- ・医療福祉従事者確保奨学金について、平成29年度は7名の償還対象者があり、うち6名が医療福祉資格を有し町内に居住しているため、償還猶予が始ま

った。また、1名は償還の到来はないが、邑南町に居住する予定がないため、全額の繰り上げ償還があった

・農林業後継者育成奨学金について、平成29年の償還予定者4名のうち、1名は前年度に全額一括償還しており、2名は町内で就農、就職しているため償還猶予中である。いずれの奨学金とも問題はないと思われる。

#### イ 指摘事項

・特になし

#### ウ 指示事項

・特になし

### (4) 公表

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに告示する。

指示事項については、該当する機関に対し文書で通知する。

なお、指摘、指示事項に該当する機関にあっては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

#### ※1 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 町に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は「指摘」とする場合がある。

#### ※2 指示事項

指摘事項以外のもので、該当所属に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とする場合がある。

### 組織及び運営の合理化に資するための意見

・特になし